

「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン(追補版)」

(出所) 貿易産業省及び労働省の共同覚書回覧 JMC20-04-A(2020年8月15日発表)

(原文)

<https://dtiwebfiles.s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/COVID19Resources/Issuances+from+other+agencies/150820.DTI-DOLE+Joint+Memorandum+Circular+No.+20-04-A.pdf>

I 適用範囲

全ての業種。PEZA やクラーク等の経済特区の入居企業も対象となる。

II 職場の安全と健康

A 身体面及び精神面の耐性向上

B 感染機会の削減

- マスクとフェイスシールドの着用、ソーシャルディスタンスの間隔確保、こまめな消毒、十分な換気、消毒液やペーパータオル等を職場の各所に常備、こまめな手洗いの励行を徹底。所定の場所で単独に限り喫煙可能。
- 大規模または中規模の企業(例えば、総資産が1,500万ペソを超える企業、※)は、従業員のためにシャトルサービスを提供し、車内では職場と同様の衛生管理を行い、車中での飲食や会話も不可とする。
- 従業員向け衛生管理研修の実施。

※ Assets shall refer to total assets, inclusive of those arising from loans but exclusive of the land on which the particular business entity's office, plant and equipment are situated. (Section 3, Republic Act 9501 or the Magna Carta for MSMEs)

C 接触機会の削減

- 15分以上の会合や多くの人が集会はビデオ会議とする。物理的な集会を開催する場合、会場の感染リスクに応じて参加者を管理する(例えば、機密性の高い会場は定員の10%以内、屋外など開放的な会場は50%以内)。
- 食事は各自が個別に取るのが望ましいが、食堂を使う場合は1m以上の間隔をとり、食器や調味料の共用やビュッフェ形式を避け、接触を最小化する。

D 感染期間の削減

- 職場や入居ビルへの進入時に検温を行い、記録を取ること。

iii 無症状の者、感染徴候のある者の管理

A 感染徴候のある者への対応(遠隔、近接)

B 隔離と医療機関への取次

- 大規模または中規模の企業(※)、または複数の入居者を抱える事業所は、医務室とは別に、従業員200名あたりに1室の割合で、感染の徴候が見られる従業員を一時的に隔離する部屋を設けることが義務付けられる。
- 隔離部屋は換気を良くし、イスと専用のトイレを設置。2時間に1回の頻度で消毒。
- 関係者は医療関係者用の使い捨て防護服等を着用する。
- 商業施設やビルは、入口付近に、少なくとも1つ以上の隔離部屋を設ける。

C 接触履歴の把握

D 検査

- 保健省の方針に基づき、以下の職業に従事する者は、優先的に PCR 検査を受けるものとする。
 - ◇ エルニド、ボラカイなど指定地域の観光業従事者(4週間に1回)
 - ◇ 特別警戒地区の製造業や公共サービス従事者(四半期に1回)
 - ◇ その他、次に挙げる職種の従事者(四半期に1回)
運輸(公共交通の乗務員や運営関係者、配達サービスの配達員)、飲食(店員、調理師、管理者)、教育(教員、事務職)、金融(銀行窓口)、小売(レジ係等の店員)、他者との接触を伴うサービス(理容師、パーソナル・ケア、葬儀関係者、聖職者、駐車場スタッフ、警備員、配達員、ホテルの接客係)、建設・上下水道・廃棄物処理の現場作業員、裁判所の関係者、マスメディアの取材スタッフ
- 雇用主におかれては、従業員に経済的な負担をかけない形で、四半期に1度、従業員の検査を行うことを強く奨励する。

iv 衛生委員会(職業上の安全と健康に関する委員会: OSH 委員会)
職場に衛生委員会を設置する。同じビルに複数の事業所がある場合、ビル単位でも衛生委員会を設置する。

v 検査結果の関係当局への報告

vi 感染者が発生した場合の職場及び入居ビルの閉鎖と消毒
感染者が発生した場合、職場を消毒する。入居ビルは全館消毒の24時間前から封鎖し、消毒後24時間が経過してから再開する。

vii 感染者や濃厚接触者に対する福利厚生
従業員の福利厚生は関係法令等に基づいて行われるが、雇用主におかれては、感染者や濃厚接触者に対して、可能な限り病気休暇付与等の配慮をお願いしたい。

viii 本ガイドラインの実施状況の監視
貿易産業省、労働省、地方自治体は本ガイドラインが順守されているかを監視する。

ix ~ xi 略

(同ガイドラインの別添資料)

- A-1 従業員の健康状態チェックシート
- A-2 顧客／来訪者との接触記録フォーム
- B 検温後の対応例(基準値を超える体温が検出された場合の処置)
- C 症状の程度に応じた適切な隔離措置
- D 地域別の疫学・監視ユニット連絡先一覧
- E 専門家の推奨する感染者、濃厚接触者の職場復帰手順
- F 職場の事故／疾病報告フォーム(労働省)

(参考情報)

貿易産業省・労働省 「職場における新型コロナウイルス感染防止・管理ガイドライン」

https://www.dole.gov.ph/php_assets/uploads/2020/05/DTI_and_DOLE_InterimGuidelinesonWorkplacePreventionandControlofCOVID19_3.pdf

保健省 覚書 2020-0220 「暫定的な職場復帰ガイドライン」(2020年5月11日発表)

<https://www.doh.gov.ph/sites/default/files/health-update/dm2020-0220.pdf>

労働省 勧告 18 「新型コロナウイルス対策費に関するガイドライン」(2020年5月16日発表)

<https://www.dole.gov.ph/news/labor-advisory-no-18-series-of-2020-guidelines-on-the-cost-of-covid-19-prevention-and-control-measures/>